

[事案 23-88] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に、代理人である母が募集人から十分な説明を受けずに、自分のニーズに合わない契約申込みをしたとして、契約を無効とし、払込んだ保険料の返還を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

母を代理人として、平成 20 年 6 月に米国ドル建終身保険に加入したが、契約締結時、母は、募集人から「子供の大学受験期等、保険料の支払いができない期間があっても構わない」「保険料の支払いができない期間については、貯金のように総額が増えないだけ」等の誤った説明を受けて契約の申込みをしたものであるので、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本契約の締結当時、募集人による虚偽説明や重要事項の説明不足等の事実はなく、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、申立人代理人である母において、「本契約は保険料の支払いがなくても失効しない」ものであると錯誤して、契約を申込んだものである旨主張していることから、民法 95 条による錯誤無効を主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の母からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 申立人の母は、本契約の設計書に基づいて説明を受けていることが認められるが、同設計書には、申立人が主張する「保険料の支払いがなくても失効しない」等の内容の記載は認められず、逆に、本契約の保険料月額額は確定額であり、またその払込期間が 10 年であることが明記されている。
- (2) 申立人と申立人の母は、注意喚起情報の内容を確認したことが認められるが、同注意喚起情報には、保険料が払込期月中に払い込まれず、かつ、一定の払込猶予期間が過ぎた場合には契約が失効する旨が明記されている。
- (3) 申込書と同時に作成された意向確認書には、「負担する保険料の金額、払込方法、払込期間は意向に沿った内容になっている」との項目があり、申立人と申立人の母が署名していることが認められる。
- (4) なお、仮に上記の点につき、申立人の母において錯誤があったと認められるとしても、本契約の申込みの際、募集人が設計書の記載に従った説明がなされていることからすれば、申立人には錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人か

ら本契約の無効を主張することはできない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。